

令和2年度第1回岩手県環境審議会自然・鳥獣部会

日時：令和2年9月23日（水）

午後1時30分から3時まで

場所：マリオス188会議室

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会会長の選任について
- (2) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会会長職務代理者の指名について
- (3) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）
- (4) 環境緑地保全地域の指定解除について（審議）
- (5) その他

4 そ の 他

5 閉 会

岩手県環境審議会自然・鳥獣部会委員名簿(令和2年度)

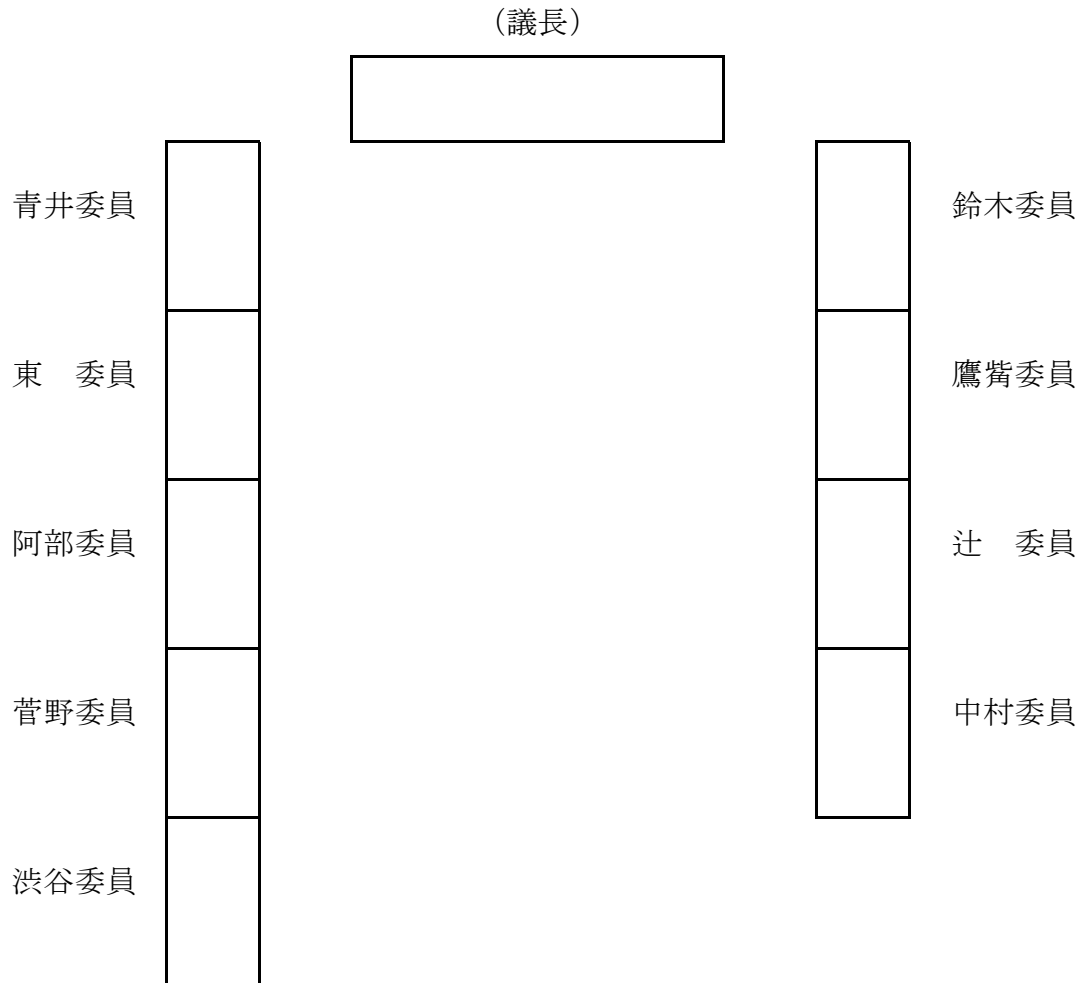
	氏 名	所属及び職	備考
1	青 井 俊 樹	岩手大学 名誉教授	
2	東 淳 樹	岩手大学農学部 講師	
3	阿 部 江 利 子	JA岩手県女性組織協議会 委員	欠 席
4	菅 野 範 正	(公社)岩手県猟友会 専務理事	
5	渋谷 晃 太郎	岩手県立大学総合政策学部 教授	
6	鈴木 まほろ	岩手県立博物館 専門学芸員	
7	鷹 觜 紅 子	岩手県森林・林業会議 幹事	
8	辻 盛 生	岩手県立大学総合政策学部 准教授	
9	中 村 正	岩手県自然保護協会 常任理事兼事務局長	

9 名

注) 五十音順

令和2年度 第1回岩手県環境審議会自然・鳥獣部会 配席図

- 1 日時 令和2年9月23日(水)
午後1時30分～午後3時
- 2 場所 マリオス188会議室



【事務局】

--	--	--	--

菅原 主任主査 高橋 主任主査 谷藤 総括課長 小山自然 公園担当課長

--	--	--	--

澤口 技師 寺田 技師 福本 主任 佐賀 主任主査 馬淵 主事

五葉山鳥獣保護区特別保護地区指定(再指定)計画書

1 名称

五葉山鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

五葉山鳥獣保護区のうち、国有林三陸中部森林管理署 5、6、17、18、303、304、309、310 林班の区域

3 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

五葉山鳥獣保護区は、北上山地の南部に位置し、大船渡市、釜石市、気仙郡住田町にまたがる五葉山(1,351m)を中心とするなだらかな一帯であり、五葉山頂上付近はハイマツ帯にナナカマド等が点在し、標高を下げるにつれてダケカンバ、ミズナラなどが点在するコメツガ、キタゴヨウなどの天然針葉樹林帯となり、さらに下方ではヒノキアスナロの天然林が多く残されているなど林相の変化に富む区域となっている。

これらの豊かな自然環境は、鳥獣の生息に適した環境となっており、多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、五葉山頂上一帯の当該区域は、当該鳥獣保護区の核であり鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このことから、当該区域を鳥獣保護区特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境の保全及び保護繁殖を図るものである。

(3) 管理方針

ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。

イ 鳥獣保護巡視員が定期的に巡回し、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

エ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 1,151ha

(1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	1,151ha	国有地	1,151ha
農耕地	—	県有地	—
水面	—	市町村有地	—
その他	—	私有地	—

(2) 他の法令による規制区域

自然公園法(五葉山県立自然公園): 特別地域(第1種、第2種、第3種) 1,151ha

森林法(保安林): 水源かん養・保健保安林 1,151ha

5 指定期間

令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 0 月 3 1 日まで（1 0 年間）

6 区域に編入しようとする土地における鳥獣の生息状況等

(1) 当該地域の概況

五葉山鳥獣保護区は、北上山地の南部に位置し、大船渡市、釜石市、気仙郡住田町にまたがる五葉山（1,351m）を中心とするなだらかな一帯であり、五葉山頂上付近はハイマツ帯にナナカマド等が点在し、標高を下げるにつれてダケカンバ、ミズナラなどが点在するコメツガ、キタゴヨウなどの天然針葉樹林帯となり、さらに下方ではヒノキアスナロの天然林が多く残されているなど林相の変化に富む区域となっている。

当該鳥獣保護区の中でも、五葉山頂上一帯の当該区域は、当該鳥獣保護区の核であり鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

(2) 生息している主な鳥獣（鳥獣保護区を含む）

ア 鳥類

トビ、ヤマドリ、キジ、カッコウ、アマツバメ、アカゲラ、ミソサザイ、ツグミ、ウグイス、メボソムシクイ、オオルリ、ヤマガラ、シジュウカラ、ホオジロ、ホシガラス等

イ 獣類

ニホンザル、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、オコジョ、アナグマ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ムササビ、ノウサギ等

7 当該地域の農林作物の被害状況

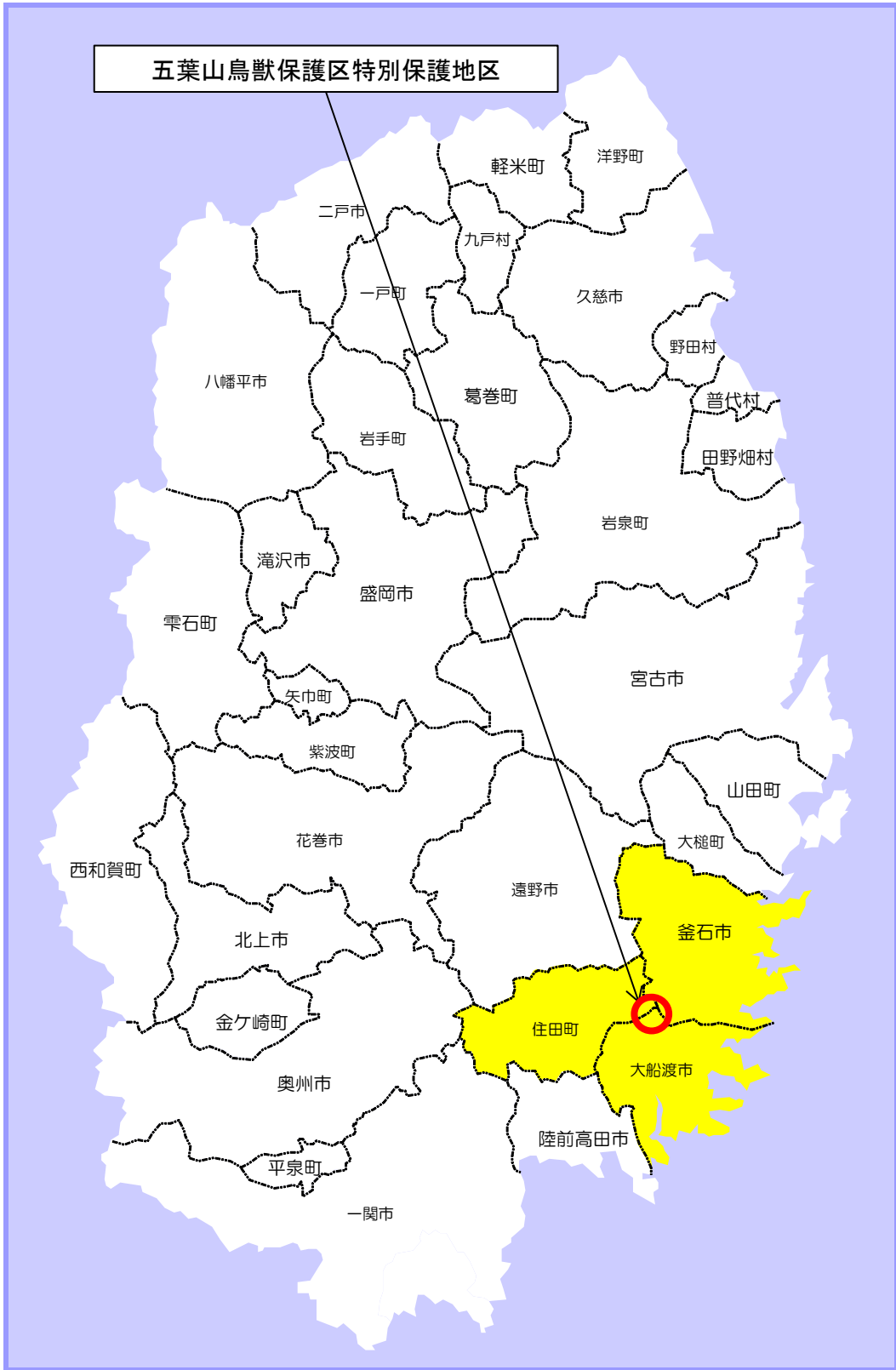
特別保護地区内において、農林作物の被害は確認されていない。

なお、ニホンジカが五葉山を中心とした周辺市町に広く生息し、農林作物の被害が発生していることから、被害の発生状況の把握に努め、防除対策を推進するとともに有害鳥獣捕獲の申請に対して、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

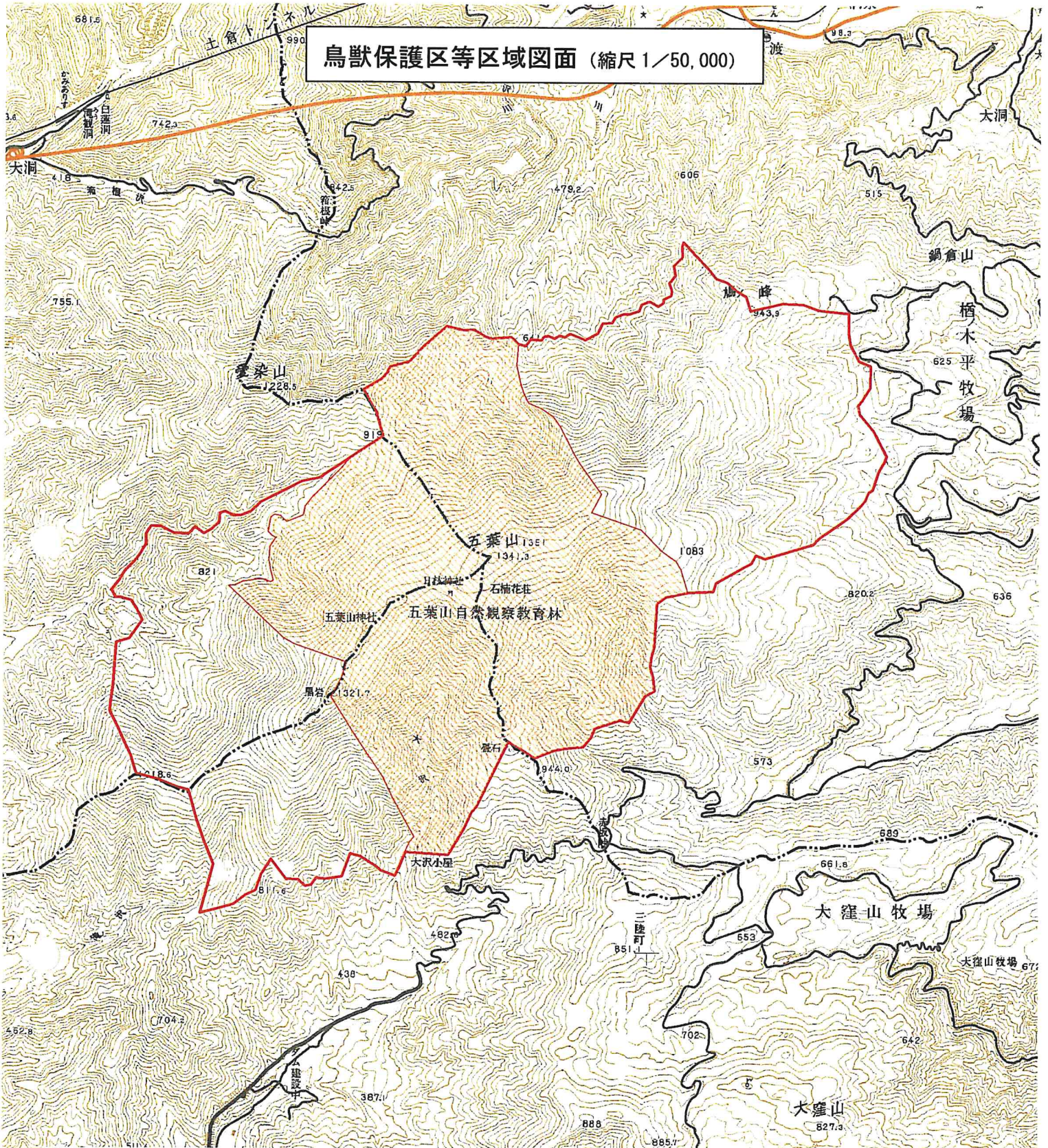
当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

令和2年度再指定鳥獣保護区特別保護地区位置図



■ : 該当市町村


鳥獣保護区等区域図面 (縮尺 1/50,000)




名称	五葉山鳥獣保護区	面積	2,489ha
期間	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで		
区域	国有林三陸中部森林管理署5林班から10林班及び17林班から20林班並びに301林班から310林班の区域		

名称	五葉山鳥獣保護区特別保護地区	面積	1,151ha
期間	平成22年11月1日から平成32年10月31日まで		
区域	五葉山鳥獣保護区のうち、国有林三陸中部森林管理署5、6、17、18、303、304、309、310林班の区域		

凡例

鳥獣保護区 : 

特別保護地区 : 

浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区特別保護地区指定(再指定)計画書

1 名称

浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区のうち臼木山市有林一円の区域

3 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区は、宮古市街地の東部に位置し、アカマツ林やスギ林、落葉広葉樹林が混在する林相の変化に富む丘陵地帯と東部の海岸線で構成されており、多様な自然環境となっている。

これらの豊かな自然環境は、鳥獣の生息に適した環境となっており、多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、当該区域は、三陸復興国立公園の特別地域等に指定されていることもあり、自然環境が保全されており、鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このことから、当該区域を鳥獣保護区特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境の保全及び保護繁殖を図るものである。

(3) 管理方針

ア 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。

イ 鳥獣保護巡視員が定期的に巡回し、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ウ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

エ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 67ha

(1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	60ha	国有地	—
農耕地	—	県有地	1 ha
水面	—	市町村有地	66ha
その他	7ha	私有地等	—

(2) 他の法令による規制区域

自然公園法（三陸復興国立公園）：特別地域（第1種、第2種）63ha
特別保護地区 4ha

森林法（保安林）：保健保安林 27ha、潮害防備保安林 9ha

5 指定期間

令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 0 月 3 1 日まで（1 0 年間）

6 区域に編入しようとする土地における鳥獣の生息状況等

(1) 当該地域の概況

浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区は、宮古市街地の東部に位置し、アカマツ林やスギ林、落葉広葉樹林が混在する林相の変化に富む丘陵地帯と東部の海岸線で構成されており、多様な自然環境となっている。

これらの豊かな自然環境は、鳥獣の生息に適した環境となっており、多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、当該区域は、三陸復興国立公園の特別地域に指定されていることもあり、自然環境が保全されており、鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

(2) 生息している主な鳥獣（鳥獣保護区を含む）

ア 鳥類

シノリガモ、ウミアイサ、トビ、ノスリ、キジ、ユリカモメ、シロカモメ、ウミネコ、アカゲラ、コゲラ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、クロツグミ、ウグイス、ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ等

イ 獣類

タヌキ、キツネ、イタチ、ニホンリス等

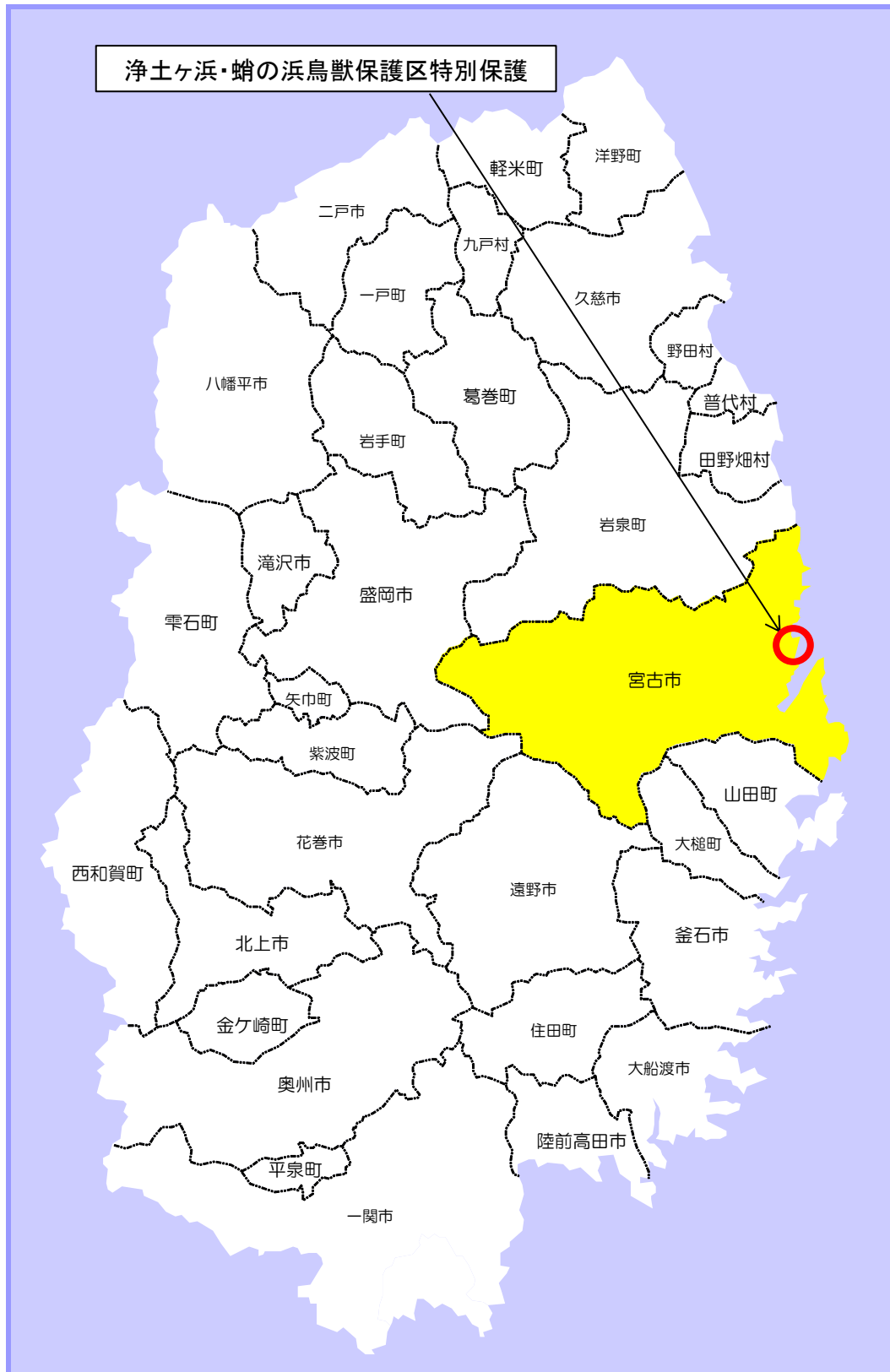
7 当該地域の農林作物の被害状況


特になし

8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

令和2年度再指定鳥獣保護区特別保護地区位置図

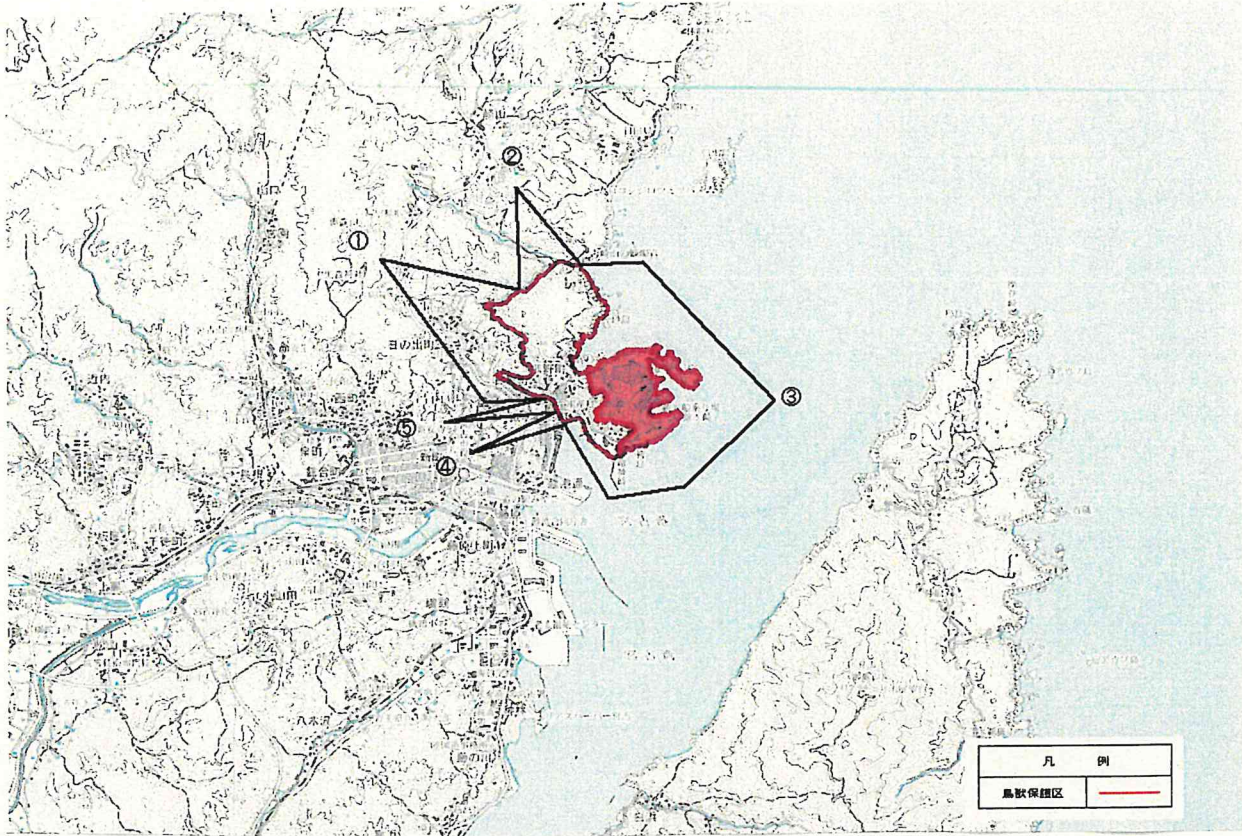


 : 該当市町村

(別紙1)

鳥獣保護区等区域図面

※ 5万分の1の図面



※境界は、最も大きな道路等から開始すること

名称	浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区特別保護区		面積	67 ha
期間	令和 年 11 月 1 日から 令和 年 10 月 31 日まで			
境界	1	浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区のうち、白木山市有隣一円の区域	6	
	2		7	
	3		8	
	4		9	
	5		10	

※道路等の名称は正確に記入すること（県報告示するため正式名称を確認すること）

※区域の記載は、鳥獣保護区等区域表示方法一覧を参照のこと

区域	浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区のうち、白木山市有林一円の区域
----	------------------------------

滝沢市砂込鳥獣保護区特別保護地区指定(再指定)計画書

1 名称

滝沢市砂込鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

滝沢市砂込鳥獣保護区のうち、滝沢市地内の村道第4砂込線と国道4号との交点を起点とし、起点から国道4号を南西に進み岩手県たばこ耕作組合に至る道路との交点に至り、同点から同道路を北に進み岩手県たばこ耕作組合前に至り、さらに同道路を東に進みさらに北に進み堆肥舎前に至り、さらに同道路を東に進みさらに北に進み岩手県鳥獣保護センター前を通り村道第4砂込線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

滝沢市砂込鳥獣保護区は、滝沢市滝沢字砂込地内の国道4号と国道282号の分岐点から北側の国道4号と国道282号の間に位置し、森林と牧草地等の草原が調和した平坦な地形であり、森林性や草原性の鳥獣の生息に適した環境となっており、多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、当該区域は、天然林が多く残されており、鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

このことから、当該区域を鳥獣保護区特別保護地区に指定し、鳥獣の生息環境の保全及び保護繁殖を図るものである。

(3) 管理方針

- ・ 当該特別保護地区については、鳥獣の生息環境を保全するため、現状のままの保全を基本とする。
- ・ 鳥獣保護巡視員が定期的に巡回し、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・ 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。
- ・ 特別保護地区内における許可を要する行為については、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、地元自治体や関係機関との調整を図る。

4 区域に編入しようとする土地の面積及びその内訳

総面積 15ha

(1) 形態別内訳及び所有者別内訳

形態別内訳		所有者別内訳	
林野	10ha	国有地	—
農耕地	2ha	県有地	15ha
水面	—	市町村有地	—
その他	3ha	私有地等	—

(2) 他の法令による規制区域

該当無し

5 指定期間

令和 2 年 1 1 月 1 日から令和 2 年 1 0 月 3 1 日まで（1 0 年間）

6 区域に編入しようとする土地における鳥獣の生息状況等**(1) 当該地域の概況**

滝沢市砂込鳥獣保護区は、滝沢市滝沢字砂込地内の国道 4 号と国道 282 号の分岐点から北側の国道 4 号と国道 282 号の間に位置し、森林と牧草地等の草原が調和した平坦な地形であり、森林性や草原性の鳥獣の生息に適した環境となっている。

当該鳥獣保護区の中でも、当該区域は、天然林が多く残されており、鳥獣の生息地として特に重要な区域となっている。

(2) 生息している主な鳥獣（鳥獣保護区を含む）**ア 鳥類**

ハイタカ、キジバト、アオゲラ、アカゲラ、ヒヨドリ、ツグミ、キビタキ、エナガ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、ゴジュウカラ、アトリ、カワラヒワ、シメ、スズメ、カケス等

イ 獣類

タヌキ、キツネ、ニホンリス、ノウサギ等

7 当該地域の農林作物の被害状況

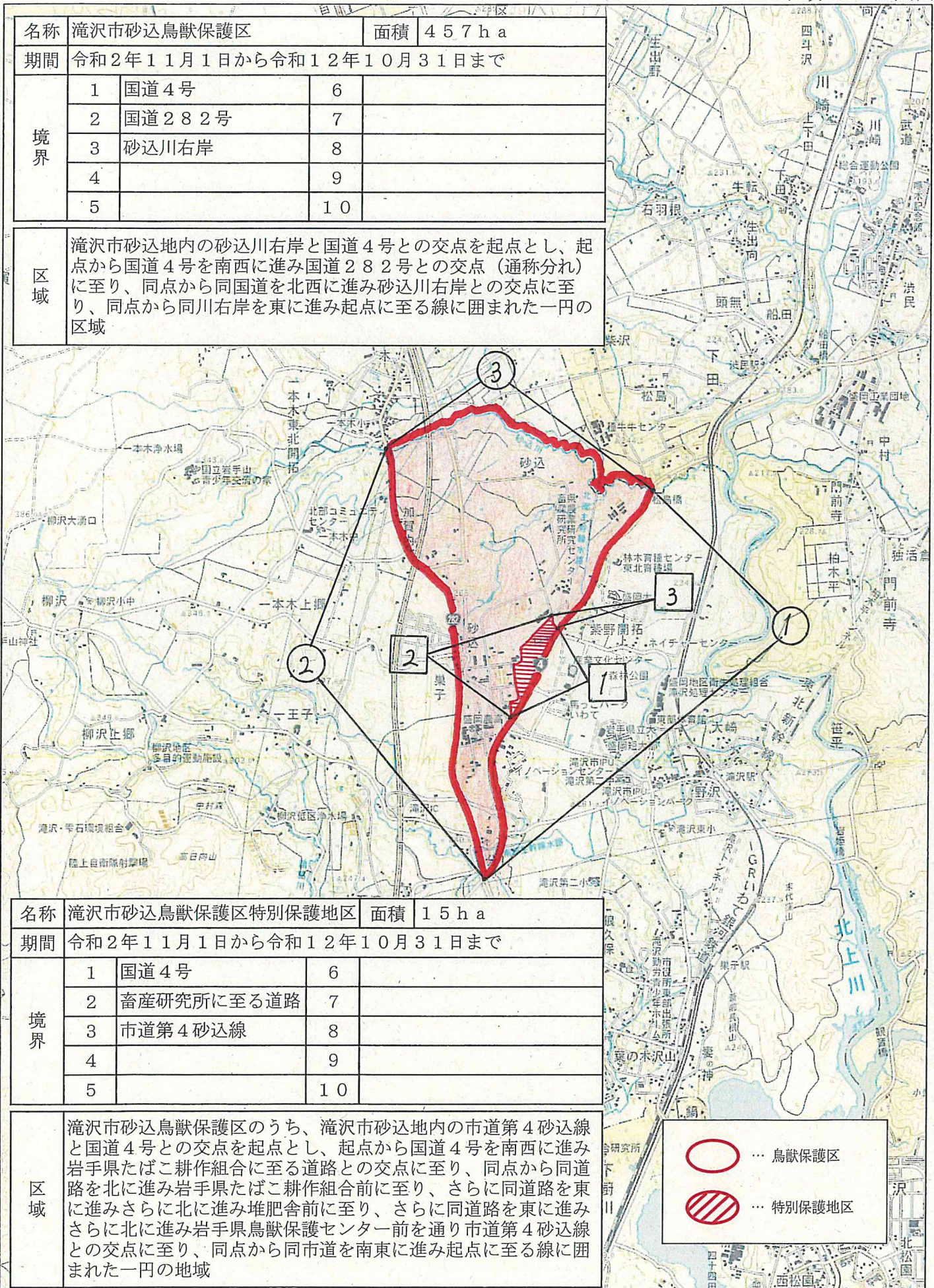
特になし

8 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

鳥獣保護区等区域図面

※5万分の1の図面

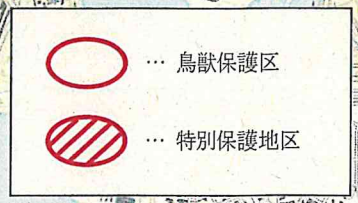


名称	滝沢市砂込鳥獣保護区			面積	457ha
期間	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで				
境界	1	国道4号	6		
	2	国道282号	7		
	3	砂込川右岸	8		
	4		9		
	5		10		

区域
滝沢市砂込地内の砂込川右岸と国道4号との交点を起点とし、起点から国道4号を南西に進み国道282号との交点（通称分れ）に至り、同点から同国道を北西に進み砂込川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

名称	滝沢市砂込鳥獣保護区特別保護地区			面積	15ha
期間	令和2年11月1日から令和12年10月31日まで				
境界	1	国道4号	6		
	2	畜産研究所に至る道路	7		
	3	市道第4砂込線	8		
	4		9		
	5		10		

区域
滝沢市砂込鳥獣保護区のうち、滝沢市砂込地内の市道第4砂込線と国道4号との交点を起点とし、起点から国道4号を南西に進み岩手県たばこ耕作組合に至る道路との交点に至り、同点から同道路を北に進み岩手県たばこ耕作組合前に至り、さらに同道路を東に進みさらに北に進み堆肥舎前に至り、さらに同道路を東に進みさらに北に進み岩手県鳥獣保護センター前を通り市道第4砂込線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域



鳥獣の保護及び鳥獣保護区特別保護地区について

1 制度の概要

(1) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 28 条第 1 項に基づき、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められるときに知事が指定し、鳥獣の捕獲若しくは殺傷又は鳥類の卵の採取若しくは損傷が禁止される。

開発等に規制はないが、区域内の土地又は木竹の所有者は、鳥獣の生息及び繁殖のため、知事が設置する営巣、給水、給餌等施設設置に対し拒否ができなくなる。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

法第 29 条第 1 項に基づき、鳥獣保護区内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地保護を図るため、特に必要と認めるときに知事が指定し、水面の埋立て、木竹の伐採、工作物等の新築等、一定の行為が規制(許可行為)される。

指定期間は、鳥獣保護区の存続期間内と同様。

2 県内の指定状況

(1) 令和 2 年 10 月 31 日まで

①鳥獣保護区	129 箇所 (127,973ha)
②鳥獣保護区特別保護地区	12 箇所 (6,188ha)

(2) 令和 2 年 11 月 1 日以降(予定)

①鳥獣保護区	129 箇所 (127,973ha)
②鳥獣保護区特別保護地区	12 箇所 (6,188ha)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（抜粋）

（鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号の区域以外の区域

（特別保護地区）

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

- 4 第2項の規定は第1項の規定による指定の変更について、第3条第3項の規定は第1項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第4条第4項及び第12条第4項の規定は第1項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第4条第4項の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第15条第2項、第3項、第13項及び第13項並びに第28条第2項から第6項までの規定は第1項の規定による指定及びその変更（同条第3項から第6項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。

（鳥獣保護管理事業計画）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

- 4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針

(平成 29 年 9 月 21 日公表)

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

4 特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区においては下記の保護区の区分に従い特別保護地区及び同地区内の法第 29 条第 7 項第 4 号に基づく区域（以下「特別保護指定区域」という。）の指定を積極的に進める。

このため、特に良好な生息環境の確保が求められる大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、全箇所について特別保護地区を指定するよう努める。

なお、特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間を、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区を鳥獣の安定した生息の場とするため、直接狩猟可能区域等と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等狩猟が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

(1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の 2 分の 1 以上の地区につき、それぞれの面積の 10 分の 1 以上を指定するよう努める。

(2) 大規模生息地の保護区

猛禽きん類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

(6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。